

全面通行止め解除後の対応について
一般国道10号 法面崩落の恐れ（第16報）
〔梅雨前線の活発化に伴い大雨（第50報）〕

平成18年7月29日 12:00 現在

■全面通行止め解除後の対応

鹿児島県始良郡加治木町日木山の一般国道10号は、本日7月29日12時00分に全面通行止めを片側交互通行にて解除したところです。

抜本的対策については、今後検討することにしておりますが、当面の対応は下記のとおりとします。

(1) 通行止め

伸縮計の変位量が、1時間に4mm以上となった場合は、『全面通行止め』にします。

(2) 通行止め解除基準

伸縮計の変位量が、1時間に4mm未満となり、3時間連続した場合は、『通行止めを解除』します。

■体制

九州地方整備局災害対策本部は、警戒体制を継続中。

| 本部体制 | 注 意 | 警 戒 | 非 常 | |
|------|-----------|----------------------|-----------|--|
| 発令時刻 | 19日 22:40 | 21日 7:10 25日18:30 | 21日 21:20 | |

【問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 災害対策本部

企画部 企画課長補佐 横地 和彦

電 話：092-414-7301（本部直通）

f a x：092-481-9210（本部直通）